

# かけがえのない子どもの明るい未来のために 「いじめ」は、絶対に許さない！ ～いじめの現状と学校の取組～

発行  
平成30年4月

発行者  
北海道立教育研究所  
研究・相談部

## 「北海道いじめ防止基本方針」が改定されました。

平成29年3月に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを踏まえ、「北海道いじめの防止等に関する条例」の規定に基づき、平成30年2月、「北海道いじめ防止基本方針」が改定されました。

### いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」
- 「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」
- 「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」

「北海道いじめの防止等に関する条例」(第3条)

### ＜取組を進めるための留意点＞

- ・いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努めることが重要です。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する必要があります。
- ・児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む必要があります。

### いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係<sup>※1</sup>にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

※1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

「北海道いじめの防止等に関する条例」(第2条)

### いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

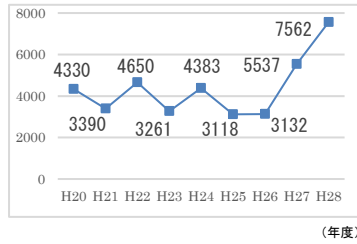
- ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## いじめの現状

### <いじめの認知件数(公立小・中・高等学校、特別支援学校)>

いじめの認知件数

(件) (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の合計)



学校種	認知件数 (H28年度)	いじめが解消しているもの (解消率)
小学校	5,185件	97.8%
中学校	1,899件	96.9%
高等学校	456件	98.7%
特別支援学校	22件	100.0%
計	7,562件	97.7%

参考:「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(北海道)」平成30年4月

北海道の公立学校におけるいじめの認知件数は、平成27年度から増加し、平成28年度は7,562件でした。いじめ発見のきっかけは「アンケート調査など学校の取組により発見」がどの校種でも最も多くなっています。ほかには、「本人からの訴え」「当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」「学級担任が発見」などがどの校種でも上位を占めています。

なお、いじめの解消率は97.7%であり(全国平均90.6%)、各学校における取組が効果を上げているといえます。

### <いじめの内容> 参考:「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

「いじめの認知件数がゼロであった場合」ゼロであったことを生徒や保護者に公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認を確実に行う必要があります。

## いじめの防止

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要があります。

### 【主な取組】

- ・教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努める。
- ・「居場所づくり」、「絆づくり」の取組を進める。
- ・児童生徒が活躍できる授業づくり、豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。 など

### 【主な取組】

- ・教職員と児童生徒がふれあう機会・時間の確保
- ・「いじめ対策委員会」等の組織における児童生徒に関する情報の集約、共有
- ・児童生徒のささいな変化・兆候であっても、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめの認知に努める。 など

## いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する必要があります。

## いじめの問題への対応

いじめを認知した際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要です。校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む必要があります。そのためには、いじめアンケートの結果を共有したり、いじめに関する校内研修を行ったりすることが大切です。進学などの際には、学校間においても適切な引継ぎが必要です。

また、家庭や地域社会との連携が重要であることから、日頃から学校のいじめ防止基本方針などの対処方針や指導計画等を公表するなどして、信頼関係と協力体制を築いていくことが大切です。問題が発生した時には、学校は保護者の心情に対する共感的な理解に努め、学校としての取組などについて理解と協力を得ながら一体となって対応していくことが必要です。

さらに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関しては、警察と連携した対応が求められます。

### 【関連 URL】

「北海道いじめ防止基本方針」: [http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jourei/03\\_kihonhoshinkaitei.pdf](http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jourei/03_kihonhoshinkaitei.pdf)

「いじめ未然防止モデルプログラム」: [http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime\\_modelprogram.htm](http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime_modelprogram.htm)